

平成十五年政令第三百七十号

独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令
内閣は、独立行政法人日本芸術文化振興会法
(平成十四年法律第百六十三号) 第五条第六項及
び第十九条並びに附則第二条第三項、第八項及び
第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 独立行政法人日本芸術文化振興会法(以下
「法」という。) 第五条第五項の評価委員は、必
要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が
任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 文部科学省の職員 一人
- 三 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下
「振興会」という。)の役員 一人
- 四 学識経験のある者 二人

2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の
評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶
務は、文化庁企画調整課において処理する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た
だし、附則第五条から第十五条までの規定は、
平成十五年十月一日から施行する。

(国が承継する資産の範囲等)

第二条 法附則第二条第二項の規定により国が承
継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議
して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般
会計に帰属する。

(評価に関する規定の準用)

第三条 第一条の規定は、法附則第二条第七項の
評価委員その他評価について準用する。この場
合において、第一条第一項中「必要の都度、次
に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と、
同項第三号中「役員」とあるのは「役員(振興
会が成立するまでの間は、振興会に係る独立行
政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号) 第
十五号第一項の設立委員)」と読み替えるものと
する。

(日本芸術文化振興会の解散の登記の嘱託等)

第四条 法附則第二条第一項の規定により日本芸
術文化振興会が解散したときは、文部科学大臣
は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託
しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散
の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しな
ければならない。

(日本芸術文化振興会法施行令の廃止)

第五条 日本芸術文化振興会法施行令(昭和四十
一年政令第二百号)は、廃止する。

附 則 (平成一十七年四月一日政令第一一
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二七日政令第二
六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施
行する。